

仕 様 書

消防局総務部施設課

(担当：岩 船、近 永 電話：212-6644)

件 名	京都消防ヘリポート 給油取扱所地下タンク内部フラッシング及び航空機燃料品質確認検査委託
契 約 期 間	契約の日の翌日から令和9年1月31日まで
契 約 条 件	1 業務の詳細は、「京都消防ヘリポート 給油取扱所地下タンク内部フラッシング及び航空機燃料品質確認検査委託仕様書」のとおり。 2 業務の履行場所 (1) 実施場所 京都市伏見区横大路千両松町 京都消防ヘリポート 地下タンク (2) 書類等提出場所 京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450-2 京都市消防局本部庁舎 施設課

京都消防ヘリポート
給油取扱所地下タンク内部フラッシング及び航空機燃料品質確認検査委託仕様書

京都市消防局 総務部 施設課
(担当：岩船、近永 212-6644)

1 概要

本仕様書は、京都市消防局京都消防ヘリポートに設置している航空機燃料用地下タンク（以下「地下タンク」という。）内のフラッシング及び航空機燃料の品質確認検査等について定めたものである。

2 業務の履行場所

(1) 実施場所

京都市伏見区横大路千両松町 京都消防ヘリポート

地下タンク：第四類第二石油類 航空機燃料（J E T - A 1）10,000リットル

(2) 書類等提出場所

京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450-2

京都市消防局本部庁舎 施設課

3 履行期限

契約の日の翌日から令和9年1月31日まで

4 委託内容

業務実施にあたっては、航空燃料の取扱いを熟知した者が関係法令、諸規則及びその他の定めを遵守し誠実に業務を遂行すること。

- (1) 地下タンク内残燃料の抜き取り及び保管（J E T - A 1 専用ドラムの準備を含む。）
- (2) 地下タンク内部等必要箇所のフラッシング及び不純物の除去
- (3) 上記作業後の、J E T - A 1 での共拭き
- (4) 地下タンク内配管等の異常有無の確認
- (5) 上記作業に基づく消耗部品（燃料フィルター等）の交換及び機器点検調整交換する燃料フィルター等は、以下のとおりとする。
 - ア コアレッサーカートリッジ（C A A 1 4 - 5 又は同等品）2 式
 - イ セパレーターカートリッジ（S S 6 1 4 F D - 5 又は同等品）1 式
 - ウ Oリングパッキン（O N 7 - 0 4 4 0 又は同等品）1 式
 - エ タンクマンホールパッキン類 1 式
- (6) 航空機給油ホース検査
- (7) 圧力計、連成計及び差圧計検査及び調整
- (8) フラッシング等完了後の、地下タンク内航空機燃料サンプリング作業（上・中・下混合検体）及び試験室における品質確認検査（地下タンク内の航空機燃料補給を含む。）

- (9) 上記検査結果に基づく地下タンク内の燃料使用可否の決定
- (10) 業務に係る必要な届出等

5 必要資格等

- (1) 4 委託内容(1)（残油拔取り保管等）の作業：危険物取扱者（甲種または乙種第4類）
- (2) 4 委託内容(2)(3)（タンク内清掃作業等）の作業：酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- (3) 受注者は契約締結後、速やかに資格証及び修了書の写しを発注者に提出すること。

6 提出書類等

業務終了後、速やかに業務実施結果報告書（作業前、作業中及び作業後の写真を含む。）を紙媒体及び電子媒体（CD-R）でそれぞれ1部作成し、速やかに発注者に提出し、承認を得ること。

7 その他

- (1) 現地での作業については、事前に発注者と日程を協議し、工程表を作成すること。作業中は施設管理者の指示に従い安全に留意し、作業を行うこと。
- (2) 本業務の作業時間は、原則として平日の午前9時から午後5時までとし、予め発注者と協議のうえ、設定すること。ただし、発注者が承認した場合はその限りではない。
- (3) 業務実施時には、施設管理者の立会いを受け、指示に従うこと。
- (4) 燃料使用可否の決定において、否となった場合は使用可能となるまで、受注者の負担において、本業務を実施すること。
- (5) 作業実施に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、すべて受注者の負担とする。
- (6) 業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 全ての業務終了後に完了届を速やかに提出するとともに、請求書を提出すること。
- (8) 本委託業務に関し、疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議するものとする。